

川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業
入札説明書

平成 2 5 年 4 月 2 日

(平成 2 5 年 6 月 4 日 修正)

川 西 市

目次

第1 入札説明書の定義	1
第2 事業内容に関する事項	2
1 事業名称	2
2 事業対象校	2
3 事業の目的	2
4 事業の内容	3
5 事業スケジュール	6
第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1 民間事業者の募集及び選定の方法	7
2 募集及び選定のスケジュール	7
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
4 入札に関する手続き等	16
5 落札者の選定	27
第4 提示条件	29
1 事業者の収入及び市の支払いに関する事項	29
2 土地の使用	30
3 入札参加に関する留意事項	30
第5 事業契約の締結等に関する事項	33
1 基本協定の締結	33
2 事業契約の締結	33
3 契約保証金	34
4 保険	34
5 SPCを設立する場合の特例	34
第6 事業実施に関する事項	35
1 事業者の責任ある履行について	35
2 事業者の権利義務に関する事項	35
3 市と事業者の責任分担	35
4 事業期間中の事業者と市の関わり	35
5 事業者が提供するサービス水準	36
6 市による本事業の実施状況の確認(モニタリング)	36
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	38
8 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	38
9 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	38
第7 その他本事業の実施に関し必要な事項	40
1 情報の公表	40

2 担当部局	40
1 サービス購入費の概要	42
2 入札価格の算定方法	43
3 サービス購入費の支払い方法	45
4 入札価格と落札価格の関連	47

添付書類

別紙1：位置図

別紙2：入札価格の算定方法等

様式1：入札説明書等に関する説明会参加申込書

様式2-1：事業対象校の耐震二次診断報告書を除く実施設計図書等及び参考図書等の
貸与申込書

様式2-2：事業対象校の耐震二次診断報告書の貸与申込書

様式3：第2回現地見学会参加申込書

様式4：入札説明書等に関する質問書

様式5：実施設計図書等に関する質問書

様式6：第1回個別現地見学受入申込書

様式7：第2回川西市と民間事業者の意思の疎通を図るための個別対話参加申込書

第1 入札説明書の定義

この「川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業 入札説明書」（以下、「入札説明書」という。）は、川西市（以下、「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号 以下「P F I 法」という。）に基づき特定事業として選定した「川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業」（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定に係る総合評価一般競争入札を公告するにあたり、入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）を対象に交付するものである。

入札参加者は入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提出書類（以下、「入札書類」という。）を提出することとする。

なお、入札説明書と併せて交付する次の別添資料も入札説明書と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「入札説明書等」と定義する。

別添資料 1 川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業 要求水準書
（以下「要求水準書」という。）

別添資料 2 川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業 落札者決定基準
（以下「落札者決定基準」という。）

別添資料 3 川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業 基本協定書（案）
（以下「基本協定書（案）」（SPC-無）という。）

別添資料 4 川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業 基本協定書（案）
（SPC-有）（以下「基本協定書（案）（SPC-有）」という。）

※上記別添資料 3・4 を総称して「基本協定書（案）」という。

別添資料 5 川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業 事業契約書（案）
（以下「事業契約書（案）（SPC-無）」という。）

別添資料 6 川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業 事業契約書（案）
（SPC-有）（以下「事業契約書（案）（SPC-有）」という。）

※上記別添資料 5・6 を総称して「事業契約書（案）」という。

別添資料 7 川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業 様式集
（以下「様式集」という。）

また、入札説明書等と「川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業 実施方針」（平成 25 年 1 月 10 日公表。以下、「実施方針」という。）、「実施方針等（実施設計図書等を含む）に関する質問・意見への回答」（平成 25 年 2 月 15 日公表）に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先する。

入札説明書等に記載のない事項については、実施方針、実施方針等に関する質問・意見への回答及び入札説明書等に関する質問への回答による。

第2 事業内容に関する事項

1 事業名称

川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業

2 事業対象校

学校名	所在地
(ア) 川西市立桜が丘小学校	川西市日高町4番1号
(イ) 川西市立川西北小学校	川西市丸の内町7番1号
(ウ) 川西市立多田小学校	川西市多田院1丁目4番1号
(エ) 川西市立清和台小学校	川西市清和台東2丁目2番地の2
(オ) 川西市立東谷小学校	川西市見野2丁目30番1号

以下、上記の(ア)から(オ)の5校を「事業対象5校」という。

3 事業の目的

学校施設は、児童生徒の学習生活の拠点であるとともに、地震などの災害時には地域の方々への避難場所としての役割を果たす重要な役割を担っていることから、早期の耐震化が求められている。

このため、市は、平成19年度には小学校、平成20年度には中学校・特別支援学校の対象となるすべての建物の耐震診断を実施し、その結果に基づく耐震補強設計、耐震補強工事を順次進めている。また、市は、学校施設の早期耐震化を市の重要施策として位置づけ、平成27年度に耐震化率を100%にすることを目標に取り組むこととしている。さらに、耐震補強工事にあわせて、学校施設の老朽化等への対応のため、トイレ改造などの大規模改造を行っているところである。

その一方で、景気低迷の影響から市税収入が減少するなど、市の財政状況が大変厳しい状況にあり、その中であって、子どもの教育環境の向上への配慮も求められているところである。市は、この課題を解決するために、民間事業者等の能力やノウハウを活用することが有効と考えている。

本事業は、民間事業者の耐震補強事業及び大規模改造事業に関する高度なノウハウや事業遂行能力、資金力等を活用することにより、事業費の節減及び財政支出の平準化を図りながら、必要な耐震補強を確実に実施するとともに、空調設備の整備など、子どもたちが安全かつ安心に、そして快適に学習できる教育環境の整備を行うことを目的とする。

4 事業の内容

(1) 事業の概要

本事業の実施に際して、市と事業契約を締結し本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）は、事業対象5校の対象棟について、平成26年度から平成27年度の2か年において、耐震補強計画の作成、耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得、耐震補強実施設計、耐震補強工事及び工事監理（以下、「耐震補強業務」という。）、大規模改造（老朽改修、質的向上等）実施設計、大規模改造工事及び工事監理（工事監理は耐震補強業務と併せて行うものとする。以下、「大規模改造業務」という。）を行う。

耐震補強業務及び大規模改造業務の実施にあたり、市が作成した設計図書（仕様書、図面）において示す耐震補強実施設計及び大規模改造実施設計（以下、「標準設計」という。）に比べて、補強量、コスト又は学校運営への支障等が低減できる場合、若しくは、学校教育環境の向上に資する材料、設備、工法等を使用したい場合、入札に先立ち、技術提案（以下、「VE提案」という。）を行うことができる。

市によるVE提案の審査（以下、「VE審査」という。）の結果、VE提案が採用された対象棟（以下、「VE提案棟」という。）については、事業者の責任と費用において実施設計を行い市の確認を受けたうえで、耐震補強工事、大規模改造工事及び工事監理を行う。また、採用されたVE提案以外については、標準設計（仮設計画を除く）に基づき、耐震補強工事、大規模改造工事及び工事監理を行う。

また、事業者は、事業対象5校のすべての棟について、平成26年度から平成32年度の7か年において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づく建築物及び建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く換気設備、給水設備及び排水設備）の定期点検（以下、「定期点検業務」という。）を行う。

なお、本事業の事業方式は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案により、事業対象5校について、耐震補強業務、大規模改造業務及び定期点検業務を実施するRO方式（Rehabilitate Operate）とする。

(2) 業務の範囲

耐震補強業務及び大規模改造業務の対象である事業対象 5 校のうち、3 校 4 棟 (P5 表参照) は、既に市が耐震補強実施設計と大規模改造実施設計の両方を実施済みの棟 (以下、「設計済棟」という。) であり、2 校 2 棟 (P5 表参照) は、耐震補強実施設計が未実施の棟 (以下、「耐震補強設計未済棟」という。) であり、4 校 4 棟 (P5 表参照) は大規模改造実施設計が未実施の棟 (以下、「大規模改造設計未済棟」という。) である。

本事業における業務の範囲は、事業対象 5 校における設計済棟、耐震補強設計未済棟、大規模改造設計未済棟及びすべての棟に対して、次のとおりとする。

(ア) 耐震補強業務

- a 耐震補強設計未済棟の耐震補強計画の作成(※1)
- b 耐震補強設計未済棟の耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得(※1)
- c 耐震補強設計未済棟の耐震補強実施設計(※1)
- d 事業対象 5 校対象 8 棟の耐震補強工事
- e 事業対象 5 校対象 8 棟の工事監理

以下、上記の a から e の業務を総称して「耐震補強業務」という。また、耐震補強業務の対象棟を総称して「補強対象棟」という。

注) ※1: 耐震補強設計未済棟以外の対象 6 棟 (P5 表参照) については、当該業務は市が既に実施済みのため業務範囲に含めないが、必要に応じて、事業者の責任と費用により実施することができる。

(イ) 大規模改造業務

- a 大規模改造設計未済棟の大規模改造実施設計(※2)
- b 事業対象 5 校対象 8 棟の大規模改造工事

以下、上記の a 及び b の業務を総称して「大規模改造業務」という。また、大規模改造業務の対象棟を総称して「大規模改造対象棟」という。

なお、仮設校舎を設置する場合は、仮設校舎に関する業務を大規模改造業務に含むものとする。

注) ※2: 大規模改造設計未済棟以外の対象 4 棟 (設計済棟、P5 表参照) については、当該業務は市が既に実施済みのため業務範囲に含めないが、必要に応じて、事業者の責任と費用により実施することができる。

(ウ) 定期点検業務

- a 建築基準法第 12 条に基づく建築物の定期点検
- b 建築基準法第 12 条に基づく建築設備等 (昇降機及び遊戯施設を除く換気設備、給水設備及び排水設備) の定期点検

なお、定期点検業務は対象校におけるすべての棟 (付属するすべての建築物を含む) を対象として実施するものとする。以下、定期点検業務の対象棟を総称して「定期点検対象棟」という。

(エ) その他事業実施に必要な業務

- a 国庫補助申請関係書類の作成支援
- b 会計検査についての支援
- c 本事業完了後の視察受入に必要な説明資料作成支援
- d その他上記業務(ア)～(エ)を実施するうえで、必要な関連業務

ア 業務対象棟

事業対象5校における補強対象棟、大規模改造対象棟及び定期点検対象棟は、次のとおりとする。

なお、事業対象5校の位置については別紙1「位置図」に示すとおりである。事業対象5校ごとの対象となる施設など詳細の配置等については、要求水準書によるものとする。

表1 補強対象棟、大規模改造対象棟及び定期点検対象棟の概要

学校名	棟名	耐震補強業務				大規模改造業務		定期点検業務	設計済棟	耐震補強設計未済棟	大規模改造設計未済棟
		耐震補強計画作成	第三者機関評価取得	耐震補強実施設計	耐震補強工事	大規模改造実施設計	大規模改造工事				
桜が丘小学校	本校舎				○※1		○※1	○	○		
	渡廊下	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	屋内運動場等※2							○			
川西北小学校	北校舎				○※1		○※1	○	○		
	渡廊下	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	南校舎				○※1		○※1	○	○		
	屋内運動場等※2							○			
多田小学校	北校舎				○※1		○※1	○	○		
	屋内運動場等※2							○			
清和台小学校	南校舎東側				○※1	○	○	○			○
	屋内運動場等※2							○			
東谷小学校	本校舎東側				○※1	○※3	○※3	○			○
	屋内運動場等※2							○			
計		2棟	2棟	2棟	8棟	4棟	8棟	—	4棟	2棟	4棟

※1) VE提案が可能な棟・工事

※2) 定期点検対象棟の詳細については、要求水準書別紙1「施設台帳」参照

※3) 施設台帳で提示した「⑮-4」、「⑮-5」、「⑮-6」の部分を対象範囲とする。

5 事業スケジュール

耐震補強業務、大規模改造業務及び定期点検業務の各業務の事業スケジュールは、次のとおり予定している。

(ア) 耐震補強業務 平成26年1月上旬から平成28年3月31日

(イ) 大規模改造業務 平成26年1月上旬から平成28年3月31日

(ウ) 定期点検業務 平成26年4月上旬から平成33年3月31日

また、上記の各業務のうち(ア)及び(イ)の工事並びに(ウ)は、対象校毎に下表に記載した年度内に実施、完了するものとする。事業者は、この実施年度の範囲内において、事業者の提案により、当該業務の実施期間を設定することが可能である。なお、工事の実施が可能な期間の詳細については、要求水準書によるものとする。

表2 耐震補強業務、大規模改造業務及び定期点検業務の実施年度

学校名	業務内容	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
桜が丘小学校	工事	●							
	点検	建築物			○			○	
		建築設備等	○	○	○	○	○	○	○
川西北小学校	工事		●						
	点検	建築物			○			○	
		建築設備等	○	○	○	○	○	○	○
多田小学校	工事	●							
	点検	建築物	○			○			○
		建築設備等	○	○	○	○	○	○	○
清和台小学校	工事		●						
	点検	建築物		○			○		
		建築設備等	○	○	○	○	○	○	○
東谷小学校	工事		●			○			
	点検	建築物		○			○		
		建築設備等	○	○	○	○	○	○	○

注) 工事 (●) : 耐震補強工事及び大規模改造工事の実施年度

点検 (○) : 定期点検業務の実施年度

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定にあたっては、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する。

2 募集及び選定のスケジュール

民間事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりとする。

日 程		内 容
平成 25 年	4月2日（火）	入札公告、入札説明書等の公表
	4月2日（火）～4月9日（火）	入札説明書等に関する説明会参加申込の受付 実施設計図書等及び参考図書等の貸与申込の受付
	4月10日（水）	入札説明書等に関する説明会の開催並びに実施設計図書等及び参考図書等の貸与
	4月11日（木）～4月12日（金）	第2回現地見学会の実施
	4月10日（水）～4月16日（火）	第1回入札説明書等及び実施設計図書等に関する質問の受付
	4月30日（火）	第1回入札説明書等及び実施設計図書等に関する質問への回答
	5月1日（水）～5月10日（金）	第1回個別現地見学の受入
	5月14日（火）～5月16日（木）	入札参加表明書等（第1次審査書類）の受付
	5月20日（月）～5月21日（火）	第2回入札説明書等及び実施設計図書等に関する質問の受付
	5月28日（火）	第2回市と民間事業者の意思の疎通を図るための個別対話
	5月31日（金）	入札参加資格審査【第1次審査】の結果通知
	6月4日（火）	第2回入札説明書等及び実施設計図書等に関する質問への回答
	6月17日（月）～6月19日（水）	VE審査申請書（第2次審査書類）の受付
	6月19日（木）～7月10日（水）	VE審査申請書の審査【第2次審査】
	7月11日（木）	VE審査の結果通知
	7月22日（月）～7月26日（金） 7月29日（月）～7月31日（水）	第2回個別現地見学の受入（予定）
	8月6日（火）～8月9日（金）	入札提案書類（VE提案書を含み入札書等を除く）の受付
	8月9日（金）	入札書等の受付、入札価格の確認
	8月中旬～9月下旬	事業提案書の審査・ヒアリング【第3次審査】
	9月下旬	優秀提案者の設定 落札者決定・公表
10月上旬	基本協定の締結	
11月中旬頃	審査講評の公表 仮契約の締結	
12月下旬	事業契約の締結	

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者等の構成

ア 入札参加者の定義

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

- a 入札参加者は、事業対象5校8棟を対象に市の求める耐震補強業務及び大規模改造業務を、事業対象5校におけるすべての棟を対象に市の求める定期点検業務を遂行することができる技術的能力、資力、信用及び実績を有する複数の企業（以下、「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下、「参加グループ」という。）とする。
- b 入札参加者は、大規模改造設計未済棟の大規模改造実施設計並びに耐震補強設計未済棟の耐震補強計画の作成、耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得及び耐震補強実施設計を行う企業（以下、「設計企業」という。）、耐震補強工事及び大規模改造工事を行う企業（以下、「施工企業」という。）、工事監理を行う企業（以下、「工事監理企業」という。）並びに定期点検業務を行う企業（以下、「維持管理企業」という。）により構成されるものとする。なお、構成企業から直接業務の一部を受託又は請け負う者を協力企業とする。
- c 落札者となった入札参加者が、本事業を遂行するために会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立しても構わない。ただし、SPCを設立する場合は、次の要件をすべて満たさなければならない。
 - (a) 落札者となった参加グループの構成企業のうち施工企業（代表企業を含む）は、必ずSPCに出資すること。
 - (b) 代表企業は、SPCの出資者のうち最大の出資を行うこと。
 - (c) 構成企業以外のSPCへの出資は認めない。
 - (d) 出資者である構成企業は、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行わないこと。
 - (e) SPCから直接業務を受託することができるのは、構成企業のみとする。

イ 代表企業の選定

- a 入札参加者は、構成企業である施工企業の中から参加グループの代表企業（単体企業）を定め、入札参加表明時の入札参加資格確認書類にて明らかにするものとする。
- b 代表企業は、本入札への入札参加手続きや落札者となった場合の契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成企業の債務すべてについて

責任を負うものとする。なお、構成企業が負担する詳細な責任の内容については、事業契約書（案）によるものとする。

ウ 構成企業の要件

施工企業は、工事監理企業の業務を実施することはできないものとし、工事監理企業は資本関係又は人的関係について次の（a）から（e）までのいずれにも該当しない者であること。

- （a）工事監理企業が、施工企業の発行済み株式の 50%を超える株式を所有している。
- （b）工事監理企業が、施工企業の資本総額の 50%を超える出資をしている。
- （c）施工企業が、工事監理企業の発行済み株式の 50%を超える株式を所有している。
- （d）施工企業が、工事監理企業の資本総額の 50%を超える出資をしている。
- （e）工事監理企業の代表権を有する役員が、施工企業の代表権を有する役員を兼ねている。

エ 複数応募の禁止

参加グループの構成企業及び参加グループの構成企業と資本関係又は人的関係のある者（※）は、他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。

（※）資本関係のある者

以下のいずれかに該当する者。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下、同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下、「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- （a）親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下、同じ。）と子会社の関係にある場合
- （b）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（※）人的関係のある者

以下のいずれかに該当する者。ただし、（c）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- （c）一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下、同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- （d）一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1

項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア 構成企業の共通参加資格要件

参加グループの全ての構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- a 川西市入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中の者。
- b 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。
- c 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- d 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- e 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- f 民事再生法（平成 12 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- g 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。
- h 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
- i 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者（「5（3）オ」を参照）。
- j 「川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業者選定委員会」（「5（2）」で規定）の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。

イ 構成企業の個別参加資格要件

参加グループの各構成企業は、参加表明書の受付日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

なお、事業者がSPCを設立する場合にあつては、SPCから（ア）から（エ）の企業として業務を受託する者も同様とする。

（ア） 設計企業

設計企業は、次の要件をすべて満たしていることとする。なお、複数の者が業務を分担する場合は、すべての者が当該要件をすべて満たしていること。

- a 平成 25 年度川西市一般競争入札参加有資格者名簿（以下、「平成 25 年度資格者名簿」という。）の「建築士事務所」又は「建築一式工事」に登録されていること。
- b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- c 平成 7 年度以降に、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に参加している判定委員会に耐震改修計画を作成し評価書を取得した実績を有する一級建築士を、自社において 1 名以上有し、本事業に係る大規模改造実施設計及び VE 提案を行った対象棟の耐震補強実施設計（耐震補強計画に係る第三者機関の評価を取得する場合は当該取得業務を含む）にあたる者として、配置しうること。
- d 設計企業と入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士を管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）として配置すること。なお、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は原則として認められない。

（イ） 施工企業

施工企業は、単体又は複数とし、単体の場合は a の要件、複数の場合は b の要件を満たすこと。

a 単体の場合の要件

- (a) 平成 25 年度資格者名簿の「建築一式工事」に登録していること。
- (b) 建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の結果において、「建築一式工事」の総合評定値が、1,200 点以上であること。
- (c) 建設業法の規定を遵守し、次の要件をすべて満たす、同法第 26 条に基づく監理技術者を、工事期間中において専任かつ常駐で適切に配置すること。なお、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は原則として認められない。
 - ア) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けた者であること。
 - イ) 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第 26 条第 4 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して

過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(d) 平成7年度以降に完成済みで、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、延べ床面積1,500㎡以上の鉄筋コンクリート造の建築物の耐震改修又は補強工事の施工実績を有していること。なお、共同企業体として有する工事实績については、以下のとおりとして取り扱うものとし、自社の監理技術者等を専任で配置した場合に限る。

ア) 2社の場合、30%以上の出資比率があれば、100%の実績

イ) 3社の場合、20%以上の出資比率があれば、100%の実績

ウ) 4社の場合、15%以上の出資比率があれば、100%の実績

b 複数の場合の要件

施工企業の代表者として参加グループの代表企業を定めること。なお、施工企業は参加グループとして次の(a)から(c)の要件を、施工企業の代表者は次の(d)から(h)の要件を、代表者以外のすべての構成企業は次の(d)から(f)の要件を、それぞれすべて満たしていること。

(a) 施工企業の構成企業数は3者以下とすること。

(b) 同一業種（建築工事）又は異なる業種による構成企業が工事を適切に分担すること。なお、施工企業の各構成企業の分担工事額については参加グループの提案によるものとする。

(c) 各構成企業は、平成25年度資格者名簿において、建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、当該構成企業が実施する工事に対応した工種（以下、「対象工種」という。）に登録していること。

(d) 市内建設業者（建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所を川西市内に有する者（以下、「市内建設業者」という。）で協力企業は除く）にあつては、平成25年度資格者名簿の対象工種の格付等級がAランクであること。

(e) 市内建設業者以外の者（協力企業は除く）にあつては、次の要件をすべて満たすこと。

ア) 建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、資格者名簿の対象工種に該当する種類（「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」）について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

イ) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が、平成25年度資格者名簿の対象工種に応じて、建築工事、電気工事及び管工事の場合は750点以上であること。

(f) 建設業法の規定を遵守し、構成企業毎に次の要件をすべて満たす、同法第26条に基づく監理技術者又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）を、工事期間中において、専任かつ常駐で適切に配置すること。なお、落札

後においては、実際に配置する技術者の変更は原則として認められない。

- ア) 各現場に配置する監理技術者等のうち1名は、一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者であること。
- イ) 監理技術者は、建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第4項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ウ) 主任技術者は、建設業法第26条の規定により適正に配置される者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(g) 平成7年度以降に完成済みで、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、延べ床面積1,500㎡以上の鉄筋コンクリート造の建築物の耐震改修又は補強工事の施工実績を有していること。なお、共同企業体として有する工事实績については、以下のとおりとして取り扱うものとし、自社の監理技術者等を専任で配置した場合に限る。

- ア) 2社の場合、30%以上の出資比率があれば、100%の実績
- イ) 3社の場合、20%以上の出資比率があれば、100%の実績
- ウ) 4社の場合、15%以上の出資比率があれば、100%の実績

(h) 「建築一式工事」について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評価値が1,200点以上であること。

(ウ) 工事監理企業

工事監理企業は、次の要件をすべて満たしていること。なお、複数の者が業務を分担する場合は、すべての者が当該要件をすべて満たしていること。

- a 平成25年度資格者名簿の「建築士事務所」に登録されていること。
- b 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- c 耐震診断に関する次の講習会のいずれかを受講し修了している工事監理者（建築基準法第5条の4第4項の規定による工事監理者をいう。）を1名以上配置すること。

(a) 社団法人文教施設協会主催「既存鉄筋コンクリート造（2001年改訂版）学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会」

(b) 財団法人日本建築防災協会主催「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針（2001年改訂版）講習会」

- d 配置する工事監理者はすべて、当該工事監理企業と入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士であること。なお、落札後においては実際に配置する技術者の変更は原則として認められない。

(エ) 維持管理企業

- a 平成25年度資格者名簿の「建築士事務所」又は「建築一式工事」に登録されていること。
- b 建築物の定期点検については一級建築士、二級建築士、建築基準法施行規則第4条の20の規定を満たす建築基準適合判定資格者、特殊建築物等調査資格者又は国土交通大臣の定める資格を有する者を、定期点検業務を行う者として配置すること。
- c 定期点検業務を行う者は、維持管理企業と、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は原則として認められない。

ウ 事業者の市内業者に対する契約に関する事項

- a 事業者は、主たる営業所を川西市内に有する者（以下、「市内業者」という。）を構成企業又は2次下請けまでの協力企業として3者以上として、本事業を実施するものとする。
- b 事業者は、構成企業のうち市内業者の分担事業費及び市内業者が構成企業から2次下請けまでの協力企業として契約した金額（以下、「市内協力企業契約額」という。）との合計額（以下、「市内業者契約額」という。）は、契約金額全体の15%以上としなければならない。ただし、次に示す場合の市内協力企業契約額は、市内業者契約額に含めないものとする。
- (a) 市内の協力企業が市内の設計企業、工事監理企業又は維持管理企業から直接業務の一部を受託する場合
- (b) 市内の協力企業が、市内の施工企業が分担する業務の一部を受託又は請け負う場合

エ 参加表明書の受付日以降の取扱

入札参加資格を有すると認められた参加グループの構成企業又はSPCから業務を受託する者が、参加表明書の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- a 参加表明書の受付日から落札者決定日までの間に、参加グループの構成企業又

はSPCから業務を受託する者に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該参加グループは原則として失格とする。ただし、参加グループの申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く参加グループの構成企業（ただし、代表企業を除く。）又はSPCから業務を受託する者（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとする。

- b 落札者決定日から事業契約締結日までの間に、参加グループの構成企業又はSPCから業務を受託する者に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市は仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず、又は仮契約を解除しても、市は一切責を負わない。ただし、参加グループの申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く参加グループの構成企業（ただし、代表企業を除く。）又はSPCから業務を受託する者（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとし、市は変更後の参加グループと仮契約を締結できるものとする。

4 入札に関する手続き等

(1) 入札公告、入札説明書等の公表

市は、本事業を特定事業として選定したので、次のとおり入札公告を行い、入札説明書等を公表・交付する。

○日 時：平成 25 年 4 月 2 日（火）

○公表方法：川西市ホームページ：<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>

(2) 入札説明書等に関する説明会の開催

民間事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、入札説明書等に関する説明会を開催する。参加については参加企業1社につき最大3名までとするが、多数の参加希望者があった場合は、開催場所及び開催時刻の変更を行うこともある。なお、当日入札説明書等は配布しないので、各自持参すること。

○開催日時：平成 25 年 4 月 10 日（水）午後 2 時から

（受付開始：午後 1 時 30 分から）

○開催場所：川西市役所 7 階大会議室

○参加申込方法：説明会への参加を希望する企業は、市のホームページより、入札説明書等に関する説明会参加申込書（様式 1）のファイル入手、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルは「入札説明書等に関する説明会参加申込（企業名）」と明記すること。また、電話での受付は行わない。

○申込先：川西市公共施設再配置推進室

電子メール：kawa0198@city.kawanishi.lg.jp

○申込期限：平成 25 年 4 月 9 日（火） 午後 5 時 必着

(3) 実施設計図書等及び参考図書等の貸与

民間事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、市が実施し作成した耐震第二次診断報告書、耐震補強実施設計図書及び大規模改造実施設計図書（実施設計に係る積算関連資料（金抜き内訳書）を除く。以下総称して「実施設計図書等」という。）、並びに事業対象 5 校の竣工図やボーリングデータ、実施設計に係る積算関連資料（金抜き内訳書）及び大規模改造設計未済棟の大規模改造設計仕様書等の参考図書・資料（以下総称して「参考図書等」という。）を、次のとおり希望者に貸与する。なお、実施設計図書等の貸与資料は、実施方針公表時の貸与資料と同一の内容である。

ア 実施設計図書等及び参考図書等の貸与の日時及び場所

(ア) 事業対象校の耐震二次診断報告書を除く実施設計図書等及び参考図書等
(※)

上記入札説明書等に関する説明会終了後に、説明会場にて、事前に希望した民間事業者に電子データを配布する。ただし、貸与部数に限りがあるので、貸与部数を超える申込があった場合は、貸与期間を定め申込順に貸与する。詳しくは、説明会当日で説明する。

注) 桜が丘小学校及び清和台小学校のボーリングデータを除く（ボーリング資料がないため）

(イ) 事業対象校の耐震二次診断報告書

平成25年4月10日(水)以降において、川西市公共施設再配置推進室にて、事前に希望した民間事業者に希望する資料の市の定める期間、原本を貸与する。

イ 実施設計図書等及び参考図書等の貸与が可能な者

次の事項を満たす民間事業者について、実施設計図書等及び参考図書等の貸与を可能とする。

(ア) 本事業の入札に参加しようとする民間事業者

(イ) 図面等資料の受領時に「第3 3(2)」の要件を満たしている民間事業者

ウ 貸与申込方法

a 事前申込時

○申 込 期 限：平成25年4月9日(火) 午後5時 必着

※ただし、(イ) 事業対象校の耐震二次診断報告書については、
随時申込みを受け付け、受付順に貸与する。

○申 込 方 法：実施設計図書等及び参考図書等の貸与を希望する企業は、市のホームページより、実施設計図書等及び参考図書等の貸与申込書(様式2-1、2-2)のファイル入手、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルは「実施設計図書等及び参考図書等の貸与申込(企業名)」と明記すること。また、電話での受付は行わない。

※(ア) 耐震二次診断報告書を除く実施設計図書等及び参考図書等(様式2-1)

(イ) 耐震二次診断報告書(様式2-2)

○申 込 先：川西市公共施設再配置推進室

電子メール：kawa0198@city.kawanishi.lg.jp

b 実施設計図書等及び参考図書等の受領時

事前に市に送信した実施設計図書等及び参考図書等の貸与申込書(様式2-1、

2-2) を、押印のうえ、実施設計図書等及び参考図書等の受領時に該当する様式を提出すること。当該押印済申込書と引換えに実施設計図書等及び参考図書等の貸与を行う。

なお、民間事業者は貸与された実施設計図書等及び参考図書等は貸与期間内に、速やかに市に返却するものとする。

(4) 第2回現地見学会の実施

民間事業者の本事業に係る理解向上等のため、事業対象5校及び仮設校舎の設置校(久代小学校：事業対象校には含まない)について、現地見学会を実施する。

ア 見学場所及び日時

(ア) 川西市立久代小学校(川西市久代3丁目27番9号)

平成25年4月11日(木) 午後3時から午後3時30分まで

(イ) 川西市立川西北小学校(川西市丸の内町7番1号)

平成25年4月11日(木) 午後3時50分から午後5時10分まで

(ウ) 川西市立桜が丘小学校(川西市日高町4番1号)

平成25年4月11日(木) 午後5時30分から午後6時30分まで

(エ) 川西市立多田小学校(川西市多田院1丁目4番1号)

平成25年4月12日(金) 午後3時から午後3時50分まで

(オ) 川西市立清和台小学校(川西市清和台東2丁目2番地の2)

平成25年4月12日(金) 午後4時10分から午後5時まで

(カ) 川西市立東谷小学校(川西市見野2丁目30番1号)

平成25年4月12日(金) 午後5時20分から午後6時10分まで

イ 現地見学会の参加が可能な者

次の事項を満たす民間事業者について、現地見学会の参加を可能とする。

(ア) 本事業の入札に参加しようとする民間事業者

(イ) 第2回現地見学会の実施日に「第3 3(2)」の要件を満たしている民間事業者

ウ 参加申込方法

○申込期限：平成25年4月9日(火) 午後5時 必着

○申込方法：第2回現地見学会の参加を希望する企業は、市のホームページより、第2回現地見学会参加申込書(様式3)のファイル入手、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルは「第2回現地見学会参加申込(企業名)」と明記すること。また、電話での受付は行わない。

○申込先：川西市公共施設再配置推進室

電子メール： kawa0198@city.kawanishi.lg.jp

エ その他の条件

- (ア) 参加人数は、1社あたり3名までとする。
- (イ) 学校内の教育活動等に支障のないように留意すること。
- (ウ) 見学の際には、名札又は企業名を記載した腕章を着用すること。また、校舎内見学に際してはスリッパを持参すること。
- (エ) 見学ルートや詳細については、別途各応募者に連絡する。

(5) 第1回入札説明書等及び実施設計図書等に関する質問の受付

入札説明書等に記載された内容及び実施設計図書等に関する質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

- 提出期間：平成25年4月10日（水）～平成25年4月16日（火）
- 提出方法：市のホームページより、入札説明書等に関する質問書（様式4）、実施設計図書等に関する質問書（様式5）のファイルを手、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「第1回入札説明書等及び実施設計図書等に関する質問（企業名）」と明記すること。

○提出先：川西市公共施設再配置推進室

電子メール： kawa0198@city.kawanishi.lg.jp

なお、市の判断により、質問及び意見の提出を行った民間事業者に対してヒアリングを行うこともある。

(6) 第1回入札説明書等及び実施設計図書等に関する質問への回答

第1回入札説明書等及び実施設計図書等に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成25年4月30日（火）を目途に公表するが、個別に回答を行わないものとする。

なお、質問を行った者の企業名は公表しないものとする。

(7) 第1回個別現地見学の受入

民間事業者の本事業に係る理解向上等のため、入札参加者の希望により、入札参加者が個別に事業対象5校の現地見学を実施することが可能な機会を設ける。

個別現地見学の具体的な日程、方法等は次のとおりであり、事業対象校毎に計3日の機会を設ける。

なお、現地では、入札に関する質問は受け付けないものとし、質問は、第2回入札説明書等及び実施設計図書等に関する質問の機会に行うこと。

ア 見学場所

事業対象5校

イ 見学日時

平成25年5月1日(水)	川西北小学校	15～16時
	桜が丘小学校	16～17時
	多田小学校	17～18時
5月2日(木)	清和台小学校	15～16時
	東谷小学校	16～17時
5月7日(火)	川西北小学校	15～16時
	桜が丘小学校	16～17時
	多田小学校	17～18時
5月8日(水)	清和台小学校	15～16時
	東谷小学校	16～17時
5月9日(木)	川西北小学校	15～16時
	桜が丘小学校	16～17時
	多田小学校	17～18時
5月10日(金)	清和台小学校	15～16時
	東谷小学校	16～17時

※上記日時について、移動時間も含めた時間帯であることに留意して現地見学を行うこと。

ウ 見学方法

- (ア) 学校内の教育活動等に支障のない範囲内で目視により見学すること。
- (イ) メジャー、レーザー距離測定器、簡易な水準器など学校施設に影響を与えない機器の利用は可とする。

エ 個別現地見学の受入が可能な者

次の事項を満たす民間事業者について、個別現地見学の受入を可能とする。

- (ア) 本事業の入札に参加しようとする民間事業者
- (イ) 個別現地見学の実施日に「第3 3(2)」の要件を満たしている民間事業者

オ 個別現地見学の受入申込方法

- 申込期限：平成25年4月26日(金) 午前12時必着
- 申込方法：個別現地見学の受入を希望する企業は、市のホームページより、

第1回個別現地見学の参加申込書（様式6）のファイル入手、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルは「個別現地見学参加申込（企業名）」と明記すること。また、電話での受付は行わない。なお、当個別現地見学は可能な限り参加グループの組成を予定している複数社での参加申込とすること。

○申 込 先：川西市公共施設再配置推進室
電子メール： kawa0198@city.kawanishi.lg.jp

カ その他の条件

- (ア) 参加人数は、1参加グループ当たり8名までとする。
- (イ) 見学実施回数は、1参加グループにつき各校2回ずつまでを予定しているが、多数の参加申込があった場合は、日時や回数(2回を1回)を変更することがあるので留意すること。
- (ウ) 学校内の教育活動等に支障のないように留意すること。
- (エ) 見学の際には、名札又は企業名を記載した腕章を着用すること。また、校舎内見学に際してはスリッパを持参すること。
- (オ) 参加グループごとの来校時間は市から指定し、別途連絡する。

(8) 入札参加表明書等（第1次審査提出書類）の受付

入札参加者は、入札参加表明書を含む第一次審査提出書類を次の要領により市に提出し、入札参加資格審査（以下、「第1次審査」という。）を受けなければならない。

なお、第1次審査提出書類の作成については、様式集に従うこと。

○受 付 期 間：平成25年5月14日（火） ～ 平成25年5月16日（木）
午前9時～午前12時及び午後1時～午後5時

○提 出 方 法：持参による
表に「川西市立小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業第1次審査提出書類在中」と朱書すること。

○提 出 先：兵庫県川西市中央町12番1号
川西市公共施設再配置推進室

(9) 第2回入札説明書等及び実施設計図書等に関する質問の受付

第1回個別現地見学後において民間事業者が本事業について一層の理解向上等を図る機会として、入札説明書等の記載内容及び実施設計図書等に関して、次の要領で第2回目の質問の受付を行うものとする。これ以外による質問の提出は無効とする。

○提 出 期 間：平成25年5月20日（月） ～ 平成25年5月21日（火）

○提出方法：市のホームページより、入札説明書等に関する質問書（様式4）、実施設計図書等に関する質問書（様式5）のファイル入手、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「第2回入札説明書等及び実施設計図書等に関する質問（代表企業名）」と明記すること。

○提出者：入札参加表明書を提出した参加グループ

○提出先：川西市公共施設再配置推進室

電子メール：kawa0198@city.kawanishi.lg.jp

なお、市の判断により、質問及び意見の提出を行った参加グループに対してヒアリングを行うこともある。

(10) 第2回市と民間事業者の意思の疎通を図るための個別対話の実施

入札参加表明書を提出した参加グループの意見を事前に聴取し、要求水準の解釈を明確化すること等を目的として、第2回市と民間事業者の意思の疎通を図るための個別対話（以下、「個別対話」という。）を実施する。

個別対話は、あくまで市と参加グループの意思疎通を図る場であり、参加グループにとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、参加グループごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

なお、特定の参加グループとの個別対話のなかで出た話題で、全ての参加グループに周知すべき事項が生じた場合には、必要に応じてホームページにてその内容を公表する。

ア 個別対話の開催日及び開催場所

○開催日：平成25年5月28日（火）

1参加グループ当たり60分を予定する

○開催場所：川西市役所 202会議室

イ 個別対話の参加が可能な者

個別対話の参加が可能な者は、入札参加表明書を提出した参加グループとする。

ウ 参加申込方法

個別対話の参加を希望する参加グループは、市のホームページより、第2回川西市と民間事業者の意思の疎通を図るための個別対話参加申込書（様式7）のファイル入手、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルは「個別対話の参加申込（代表企業名）」と明記すること。また、電話での受付は行わない。

○申込期限：平成25年5月20日（月） ～ 平成25年5月21日（火）

○申 込 先：川西市公共施設再配置推進室
電子メール： kawa0198@city.kawanishi.lg.jp

エ 実施時間等の確定

個別対話の実施時間は、原則として、先着順とする。

なお、個別対話の実施日時等については、参加申込のあった参加グループの代表企業に別途連絡する。

オ その他の条件

(ア) 参加人数は、原則として、1参加グループ当たり8名までとする。

(イ) 市側の出席者は、教育委員会管理部及び市施設部職員並びに「第 3 5 (3) オ」に示すアドバイザー業務に関与した者とする。

(11) 入札参加資格審査（第 1 次審査）結果の通知

第 1 次審査の結果は平成 25 年 5 月 31 日（金）を目処に、参加グループの代表企業に発送する。

(12) 第 1 次審査を通過できなかった場合の理由説明受付

第 1 次審査を通過できなかった者は、その理由について、書面により次に示すとおりの方で説明を求めることができる。

- 受 付 期 間：平成 25 年 6 月 3 日（月） ～ 平成 25 年 6 月 7 日（金）
午前 9 時～午前 12 時及び午後 1 時～午後 5 時
- 提 出 方 法：説明要求の書面（様式自由）を持参し説明を求めることができる。
電子メール、郵便、FAX、電話等は不可とする。
- 提 出 先：兵庫県川西市中央町 1 2 番 1 号
川西市公共施設再配置推進室
- 回 答 結 果：説明を求めた者に対し、平成 25 年 6 月 14 日（金）を目処に書面により、郵送にて回答する。

(13) 入札参加資格の取り消し

市は、第 1 次審査により入札参加資格があると認めた者が、「第 3 3 (2)」に定める入札参加資格を喪失したときは、上記（1 1）による通知を取消し、改めてその旨を通知するものとする。

(14) 第 2 回入札説明書等及び実施設計図書等に関する質問への回答

第 2 回入札説明書等及び実施設計図書等に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正

当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成25年6月4日（火）を目途に公表するが、個別に回答を行わないものとする。

なお、質問を行った者の企業名は公表しないものとする。

(15) 第2回個別現地見学の受入

第1次審査の通過者(以下、「第1次審査通過者」という。)が、入札書及び事業提案書を提出するにあたり事業提案内容の妥当性を確認することができるよう、第1次審査通過者の希望により、第1次審査通過者が個別に事業対象5校の現地見学を実施することが可能な機会を設ける。

なお、第2回個別現地見学の受入れ後は、入札説明書等の記載内容及び実施設計図書等に関する質問の受付は実施しないものとする。

ア 見学場所

事業対象5校

イ 見学日時(予定)

平成25年7月22日（月）～平成25年7月26日（金）午前9時～午後5時
平成25年7月29日（月）～平成25年7月31日（水）午前9時～午後5時

ウ 個別現地見学の受入申込方法

個別現地見学の受入申込方法については、別途市のホームページにて公表する。

エ 見学方法その他

見学方法、その他の条件については、第1回個別現地見学と同様とする。

(16) VE審査（第2次審査）申請書の受付

第1次審査通過者は、事業提案書の作成にあたり、標準設計に比べて、補強量、コスト又は学校運営への支障等が低減できる場合、若しくは、学校教育環境の向上に資する材料、設備、工法等を使用したい場合、入札に先立ち、VE提案を行うことができる。

第1次審査通過者は、VE提案を行う場合は、VE提案申請書を次の要領により市に提出しなければならない。なお、VE審査申請書の作成については、様式集に従うこと。

市は、VE審査にあたり、必要に応じて、ヒアリング又は書面により、提案内容の確認を行うことがある。

○受付期間：平成25年6月17日（月）～平成25年6月19日（水）
午前9時～午前12時及び午後1時～午後5時

○提出方法：持参による

表に「川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業 V E 審査申請書在中」と朱書すること。

- 提出 先：兵庫県川西市中央町 1 2 番 1 号
川西市公共施設再配置推進室

(17) V E 審査（第 2 次審査）の結果通知

VE審査の結果は、平成 25 年 7 月 11 日（木）を目処に、参加グループの代表企業に発送する。

(18) 第 3 次審査提出書類の受付

第 1 次審査通過者は、入札書、入札内訳書並びに校別の耐震補強等業務費内訳書及び定期点検等業務費内訳書（「別添資料 7 様式集」様式 4-1～様式 4-4）（以下、「入札書及び内訳書」という。）を除く第 3 次審査提出書類等を次の要領により市に提出すること。

このうち、VE 提案を行った第 1 次審査通過者は、VE 審査の結果通知に基づき、VE 提案書類を含む第 3 次審査提出書類を提出するものとする。

また、入札書等については、入札価格の確認時に持参すること。

なお、第 3 次審査提出書類の作成方法については、様式集に従うこと。

- 受付期間：平成 25 年 8 月 6 日（火）～平成 25 年 8 月 9 日（金）
午前 9 時～午前 12 時及び午後 1 時～午後 5 時
（8 月 9 日（金）は、午前 12 時までの受付とする）

- 提出方法：持参による

表に「川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業第 3 次審査提出書類在中」と朱書すること。

- 提出 先：兵庫県川西市中央町 1 2 番 1 号
川西市公共施設再配置推進室

(19) 入札価格の確認

入札書の入札価格の確認は、以下の確認日時に、原則として、第 1 次審査通過者又はその代理人の立会いのうえ、行うものとする。なお、当該入札では、第 1 次審査通過者の入札価格（耐震補強等業務費と定期点検等業務費の合計額）が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は、その第 1 次審査通過者は失格とする。この際に、入札価格の確認の場で第 1 次審査通過者の入札価格の公表は行わない。

なお、後日、第 1 次審査通過者の参加グループ名及び企業名の公表を予定している。

- 入札価格の確認日時：平成 25 年 8 月 9 日（金） 午後 2 時
○入札価格の確認場所：川西市役所 201 会議室
○持参書類：入札書等（入札書及び内訳書）

(20) 入札辞退に関する提出書類

第1次審査提出書類を提出した者が入札を辞退する場合は、次のとおり、入札辞退書を提出すること。

○提出方法：郵送（配達証明付）又は持参による

○提出先：〒666-8501

兵庫県川西市中央町12番1号

川西市公共施設再配置推進室

5 落札者の選定

(1) 落札者の選定方法

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式によるものとし、「川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 PFI 事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を通じて学識経験者等の意見を聴取する。

(2) 選定委員会の設置

市は、本事業における落札者の選定において、競争性、公正性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される選定委員会を設置している。なお、選定委員は以下のとおり（敬称略）。

選定委員（五十音順）

委員名	所属・役職等
柏 直行	川西市立多田小学校校長
相良 和伸	大阪大学大学院 工学研究科 地球総合工学専攻 教授
田辺 彰子	公認会計士
長尾 直治	神戸大学大学院 工学研究科 建築学専攻 元教授
原 克巳	摂南大学 理工学部 建築学科 教授

※落札者決定までに委員と本事業に関し接触を持ち、又は持とうとした入札参加者は失格とする場合がある。

(3) 審査の内容

ア 審査の内容

選定委員会において、落札者決定基準に基づき、耐震補強業務に係る対価、大規模改造業務に係る対価及び定期点検業務費に係る対価等による「入札価格に関する事項」と、事業提案書等の提案内容による「定性的審査に関する事項」について総合的に審査を行い、落札者候補として最も適当な者を選定する。

選定委員会における審査及び選定の具体的な内容については、落札者決定基準によるものとする。

なお、落札者を選定するまでの間に、入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

イ 審査事項

審査項目は、落札者決定基準によるものとする。

ウ 落札者の決定

市は、選定委員会による落札者候補の選定の答申を踏まえ、落札者を決定する。

エ 審査結果及び評価公表

市は、選定の結果について落札者の決定後に「審査講評」「入札参加者」「契約の相手方」等を市のホームページにおいて公表する。

(ア) 落札者の公表

市が落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の合否について通知するとともに、審査の結果はホームページを通じて公表する。

(イ) 落札の無効

川西市契約規則第 26 条に定めるもののほか、一般競争入札参加資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は、無効とする。

(ウ) 落札の取消し

市長は、選定された参加グループの構成企業が、事業契約締結までに、入札公告時に公表する入札説明書に定める入札参加資格を喪失したときは、落札を取り消すこととなる。ただし、代表企業以外の構成企業が、入札参加資格を欠くような事態が生じた場合で、やむを得ない事業による場合は、市と協議を行うこととする。

(エ) 審査講評の公表

市は、落札者決定後に審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。

オ 事務局

落札者選定に係る事務局は、次のとおりとする。

- ・川西市公共施設再配置推進室

また、事務局に対する助言を行うため、次の協力者を置くこととし、これらの協力者は本事業には応募できないものとする。

- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 株式会社
- ・株式会社 東畑建築事務所
- ・弁護士法人 御堂筋法律事務所

第4 提示条件

1 事業者の収入及び市の支払いに関する事項

(1) 事業者の収入

事業者は、耐震補強業務、大規模改造業務及び定期点検業務のサービスを一体として市に提供するものとする。

市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に規定する債務負担行為に基づき、事業者から提供されたサービスに対し、市と事業者との間で締結する事業契約書に定めるところにより、契約期間にわたって、本事業の実施に必要なサービスの対価（以下、「サービス購入費」という。）として事業者に対し一体として支払うものとする。

(2) サービス購入費の基本的な考え方

市が事業者に支払うサービス購入費は、耐震補強業務に係る対価（以下、「耐震補強業務費」という。）、大規模改造業務に係る対価（以下、「大規模改造業務費」という。）、その他諸経費及び割賦手数料（以下、併せて「耐震補強等業務費」という。）と、定期点検業務に係る対価（以下、「定期点検業務費」という。）及び管理費（以下、併せて「定期点検等業務費」という。）に係る費用から構成される（各対価の概要は、別紙 2 「入札価格の算定方法等」参照）。

ア 耐震補強等業務費

市は、耐震補強等業務費について、モニタリングを実施し、入札説明書等に定められたサービス水準が満たされていることを確認したうえで、事業契約書にあらかじめ定める金額を部分払金、完成払金及び割賦払金により、事業者に支払う。

イ 定期点検等業務費

市は、定期点検等業務費について、モニタリングを実施し、入札説明書等に定められたサービス水準が満たされていることを確認したうえで、事業契約書にあらかじめ定める金額を平成 26 年度から平成 32 年度まで年 1 回、事業者に支払う。

(3) サービス購入費の算定方法及び支払い方法

サービス購入費の算定方法及び支払い方法については、別紙 2 「入札価格の算定方法等」及び事業契約書（案）別紙 12 によるものとする。

(4) 改定の考え方

物価変動等が一定程度の下降及び上昇があった場合、契約金額について協議することがある。

協議方法の詳細については、事業契約書（案）によるものとする。

(5) 補強対象棟から除外する場合のサービス購入費の減額

事業者が VE 提案により実施する耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得により、 I_s 値 ≥ 0.75 かつ $CTU \cdot SD \geq 0.3$ の判定結果に至った棟については、補強対象棟から除外し、評価取得以降に実施予定の耐震補強業務に係る費用をサービス購入費から除くものとする。詳細については、事業契約書（案）において提示する。

(6) 実施予定年度に耐震補強工事及び大規模改造工事が完了しなかった場合の費用負担

耐震補強工事及び大規模改造工事の実施予定年度に当該工事が完了しなかった対象棟については、その工事に係る交付金相当額を違約金として市に支払うこと。詳細については、事業契約書（案）によるものとする。

2 土地の使用

事業者は、事業対象 5 校の敷地及び建物等のうち学校長が許可した部分について、施工期間中無償で使用することができる。

3 入札参加に関する留意事項

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 入札無効に関する事項

次の（ア）から（カ）までのいずれかに該当する入札は無効とする。

- (ア) 第1次審査書類提出後、入札日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成員を抱える応募者が行った入札
- (イ) 参加表明書に記載されたグループの代表者以外の者が行った入札
- (ウ) 参加資格のない者又は参加資格確認通知書を受理しなかった者の入札
- (エ) 入札者が談合した入札
- (オ) 入札金額を訂正した入札
- (カ) その他川西市契約規則第 26 条に定める事項に該当する入札

(3) 予定価格

本事業の予定価格（耐震補強等業務費と定期点検等業務費の合計額）は、以下のとおりである。

¥ 3, 371, 400, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

¥ 3, 214, 200, 000円（消費税及び地方消費税を含まない）

市は予定価格の算定根拠を公表せず、最低制限価格については設定しないものとする。

なお、市は定期点検業務費として、¥ 8, 440, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を想定している。

(4) 入札の中止等

入札を公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期し、又は中止することがある。

(5) 入札に伴う費用負担

前項（4）にかかわらず、入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

(6) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

(ア) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、市は事業提案書及び耐震補強計画図の一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(イ) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基

づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。ただし、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合で、耐震補強計画図等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

(7) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(9) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(10) 使用言語及び単位、時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

第5 事業契約の締結等に関する事項

1 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後、7日間を目途に、市を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結しなければならない。

また、川西市暴力団排除に関する条例に基づき、川西市暴力団排除に関する条例及び施行規則に従い、基本協定締結と合わせて川西市指定の誓約書（受注者用誓約書、役員一覧表等）を提出しなければならない。

2 事業契約の締結

(1) 契約手続きにおける交渉の有無

市は、契約手続きにおいては、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

事業計画及び契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

(2) 事業契約の締結

市は、落札者と入札公告時に公表する入札説明書等に基づき事業契約に関する協議を行い、平成25年10月上旬に仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は市議会における議決を経て本契約となる。市議会における議決は、平成25年12月下旬を予定している。

(3) 落札の取消し

市は、選定された参加グループの構成企業が、事業契約締結までに、本入札説明書に定める入札参加資格を喪失したときは、落札を取り消すこととなる。ただし、代表企業以外の構成企業が、入札参加資格を欠くような事態が生じた場合で、やむを得ない事業による場合は、市と協議を行うこととする。

(4) 落札決定を取り消した場合

落札者が事業契約を締結しない場合及び前項（3）により落札決定を取り消した場合は、総合評価一般競争入札の総合審査の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による事業契約の手続を行うことがある。

(5) 違約金の支払い

落札者は、市と事業契約しない場合、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を支払うこと。

ただし、「第3 3(4)入札の中止等」により事業契約を締結しない場合は、事業者は違約金を支払う必要はない。

3 契約保証金

事業契約の締結にあたっては、事業の履行を確保するために、事業者は、次の(ア)及び(イ)の合計金額を契約保証金として、契約締結前までに納付しなければならないものとする。

(ア) 耐震補強等業務費の100分の10に相当する額以上

(イ) 一事業年度の定期点検等業務費の100分の10に相当する額以上

ただし、事業者は契約保証金の納付に変えて、川西市契約規則第44条に掲げる担保を提供することができる。

上記(ア)に規定する契約保証金又はその代替となるものは、引渡し時に返還し、上記(イ)に規定する契約保証金又はその代替となるものは、本件契約の終了後に返還する。

担保提供のうち、履行保証保険付保の場合は、複数の保険の付保も可とし、保険期間は複数の保険の保険期間によって契約締結日から事業終了時までを満たし、その間に空白期間がないものとする。なお、定期点検業務期間中の付保は毎年度更新することを認める。これらの付保により、上記(ア)及び(イ)に規定する契約保証金額以上が補償されることを要する。

4 保険

事業者(事業者と業務委託契約を締結する業務担当企業を含む)は、事業契約書(案)に掲載している保険に加入すること。その他、リスク対応のために必要である場合は、提案により加入するものとする。

5 S P Cを設立する場合の特例

落札者が本事業を遂行するために会社法に定める株式会社としてS P Cを設立する場合には、市は落札者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、S P Cと事業契約を締結するものとする。S P Cは事業契約の仮契約の締結までに設立することを要する。

第6 事業実施に関する事項

1 事業者の責任ある履行について

事業者は、事業契約書に定めるところに従って、誠実に業務を遂行し、責任を履行しなければならない。

2 事業者の権利義務に関する事項

(1) 事業者の事業契約上の地位の譲渡等

市の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

(2) 事業者が有する債権の譲渡、質権設定及び担保提供

事業者が、本事業に関して市に対して有する債権は、市の承諾がなければ、譲渡、質権の設定及び担保提供を行うことができないものとする。

3 市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市及び事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本事業の実施の責任は、事業者が担う業務の範囲において原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

4 事業期間中の事業者と市の関わり

本事業は事業者の責において遂行される。また、市は「第6 6 市による本事業の実施状況の確認（モニタリング）」のとおり、事業実施状況について確認を行う。

原則として市は事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。

事業の継続性を確保する目的で、市は事業者に資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

5 事業者が提供するサービス水準

本事業において実施する業務の詳細な要求水準等については、要求水準書において示すものとする。

事業者は、要求水準書を含む入札説明書等、及び事業者が自ら提案した内容に基づき、本事業を実施しなければならない。

6 市による本事業の実施状況の確認（モニタリング）

市は事業者が入札説明書等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

市による本事業の実施状況の確認は以下（1）から（3）までのとおりである。

（1）モニタリングの実施時期、実施内容及び実施方法等

モニタリングの実施時期、実施内容、実施方法等については、入札説明書等の規定に基づき、事業契約締結後、市と事業者で協議し、市が決定する。

なお、モニタリングの時期とその概要については、次に示すとおりとするが、市が必要と考える場合においては、随時に独自の方法及び手段によりモニタリングを実施するものとする。

ア 業務着手時

事業者は、業務着手前に業務全体に関する工程表を市に提出し、市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。

イ 耐震補強実施設計の着手時

桜が丘小学校及び川西北小学校の渡廊下の耐震補強実施設計にそれぞれ着手する前に、当該業務の詳細工程表を市に提出し、市の確認を受けること。

ウ 耐震補強実施設計に係る第三者機関の評価取得時

市は、事業者により行われた「イ 耐震補強実施設計」に係る第三者機関の評価取得が業務水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、作成された耐震補強計画の水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。

エ VE提案により必要となる業務の着手時

市は、事業者によるVE提案により必要となる業務（耐震補強計画、耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得、大規模改造計画・設計等）が業務水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、業務水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。

オ 大規模改造実施設計時

市は、事業者により行われた大規模改造実施設計が業務水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、当該業務の水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。

カ 耐震補強工事及び大規模改造工事の実施時

事業者は、適宜、耐震補強工事及び大規模改造工事の状況について市の確認を受けることとする。ただし、この確認は、耐震補強工事及び大規模改造工事の状況・水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。また、事業者は、市が要請した際には、耐震補強工事及び大規模改造工事の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認・報告を行うものとする。

キ 工事完成時

事業者は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受けることとする。この際、市は、耐震化工事後の性能等が事業契約書において定められた水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、耐震性能及び大規模改造等の水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。

確認の結果、事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には、市は補修又は改善を求めるものとする。

ク 定期点検業務開始後

市は、定期点検業務開始後において、定期的に業務の実施状況を確認する。

ケ その他

(ア) 事業者は、打合せ時に必要な資料等を市に提出し、業務水準が反映されていることの確認を受けること。

(イ) 事業者は、業務の各段階で、市の求めに応じて状況の報告を行うこと。

(2) モニタリングの費用の負担

モニタリングに係る費用は市の負担とする。ただし、市の実施するモニタリングに関して、事業者が行う必要がある業務に係る費用は、事業者の負担とする。

(3) 事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業者の提供するサービスがあらかじめ定められた条件、又は要求水準を下回ることが明らかになった場合には、その内容に応じて是正勧告、支払の延期、支払額の減額、契約解除等の措置をとる。

なお、減額の条件、手続き等については、事業契約書（案）によるものとする。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関する財政上及び金融上の措置等は想定していない。

(3) その他支援に関する事項

本事業の事業実施に必要な許認可等に関して、市は必要に応じて協力を行う。

8 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 協議方法に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について、市と事業者の間に疑義が生じた場合には、双方誠意をもって協議を行うものとする。

協議の方法や意思決定に要する期間、仲裁者の選定、方法及び期間等、その他具体的措置については事業契約書(案)によるものとする。

(2) 紛争の際の裁判所に関し必要な事項

事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所伊丹支部を第一審の専属所轄裁判所とする。

9 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 具体的事由、当事者間の措置に関する事項

本事業の確実な履行を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

(2) 契約解除等の方法に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い次の措置をとるものとする。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 事業者の提供するサービスが要求水準書及び提案内容に基づき契約時に定められるサービス水準を下回る場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。
- (イ) 事業者が当該期間内に是正をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- (ウ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。
- (エ) 上記の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は市に生じる損害を賠償するものとする。

イ 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- (イ) 上記の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は事業者に生じる損害を賠償するものとする。

ウ 不可抗力等の事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市と事業者は事業継続の可否について協議を行う。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

第7 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 情報の公表

今後の公表資料等については、基本的に、以下のホームページ等において行うものとする。

川西市ホームページ：<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>

2 担当部局

本事業の事務局は下記の通りである。

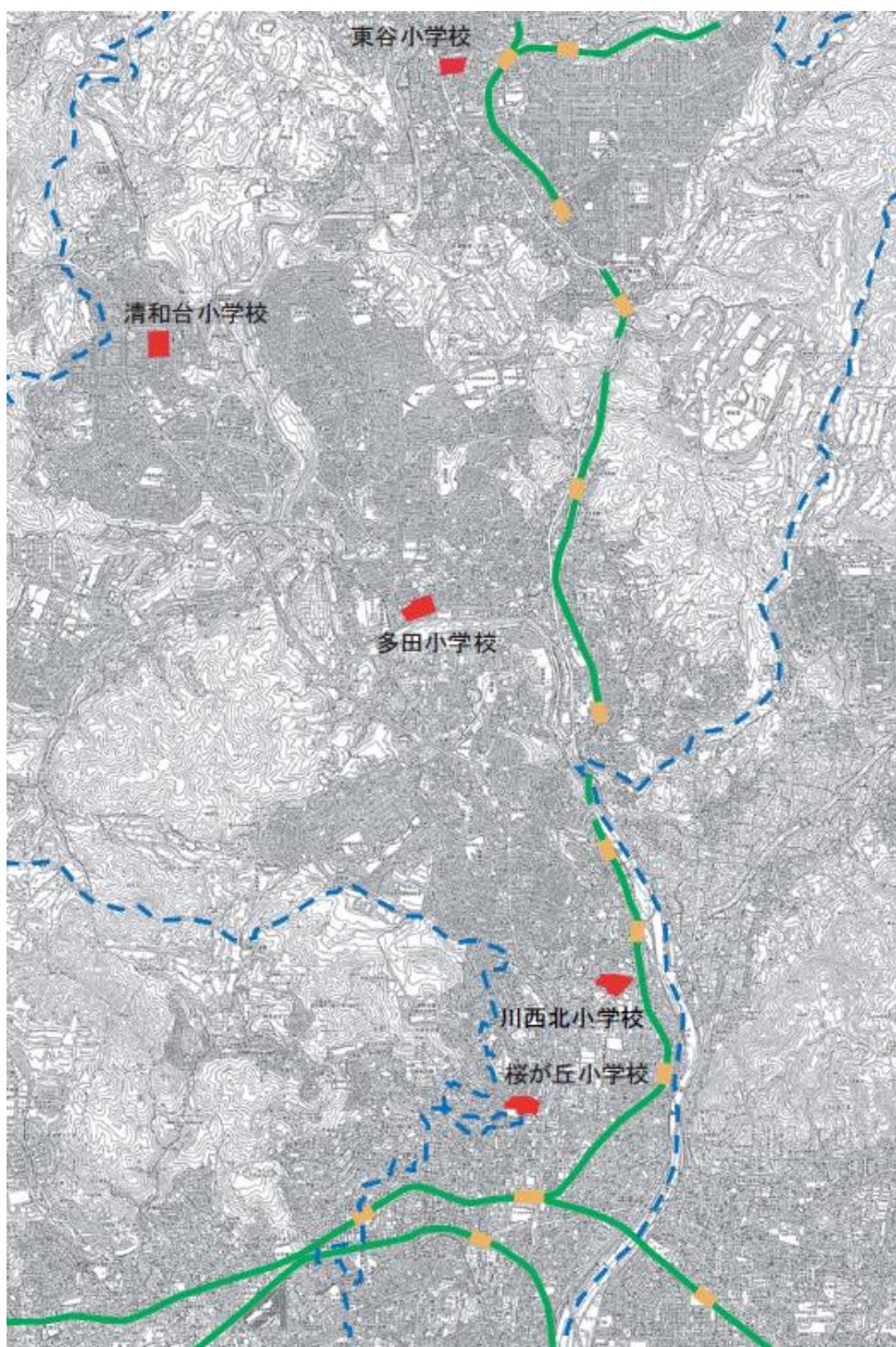
〒666-8501 兵庫県川西市中央町1 2 番 1 号 川西市役所 5階

川西市公共施設再配置推進室

TEL 072 (740) 3737

電子メール kawa0198@city.kawanishi.lg.jp

【別紙1:位置図】



【別紙2】 入札価格の算定方法等

1 サービス購入費の概要

市が事業者に対して支払うサービス購入費は、①耐震補強業務に係る対価（以下、「耐震補強業務費」という。）、②大規模改造業務に係る対価（以下、「大規模改造業務費」という。）、③その他諸経費（次頁表参照）及び④割賦手数料（入札参加者が提案する固定金利（基準金利＋スプレッド）の合計額、以下、①～④を併せて「耐震補強等業務費」という。）と、⑤定期点検業務に係る対価（以下、「定期点検業務費」という。）及び⑥管理費（以下、⑤と⑥を併せて「定期点検等業務費」という。）に係る費用から構成される。

サービス購入費の支払いは、工事初年度（平成26年度）の年度末において耐震補強等業務の出来高に応じて支払われる部分払分（26年度支払分）、耐震補強等業務の完了時点（平成27年度）の年度末において耐震補強等業務について支払われる完成払分（27年度支払分）と、耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計額から、部分払分及び完成払分を除いた額に割賦手数料を加えた額を事業期間にわたって割賦で支払う割賦払分によるものとし、定期点検等業務費は、平成26年4月から平成33年3月までの各年度において、都度払により事業者へ支払う予定である。

なお、サービス購入費を構成する費目の概要と、部分払分、完成払分、割賦払分及び都度払分の対象となるサービス購入費の費目は次に示すとおりである。

表 サービス購入費を構成する費目の概要及びサービス購入費の支払い方法

サービス購入費を構成する費目			サービス購入費の支払い方法			
			部分払※1 対象	完成払 対象	割賦払 対象	都度払※2 対象
耐震補強等業務費	耐震補強業務費	耐震補強計画の作成に係る費用 耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得に係る費用 耐震補強実施設計に係る費用	○●			
		耐震補強工事に係る費用	○	●	○●	
		工事監理に係る費用	○	●		
大規模改造業務費	大規模改造業務費	大規模改造実施設計に係る費用	○●			
		大規模改造工事に係る費用	○	●	○●	
		工事監理に係る費用※3	○	●		

	その他諸経費	建設期中金利 融資組成費用 SPC の設立に要する費用 ^{※4} 各種手続・申請費 各種調査・対策費 保険料 その他耐震補強等業務に必要となる費用	○	●		
	割賦手数料	基準金利＋スプレッド			○●	
定期点検等業務費	定期点検業務費	建築物の定期点検に係る費用 建築設備等の定期点検に係る費用				○●
	管理費	法人税等 SPC の利益に課税される税金 ^{※4} SPC の運営に要する費用 ^{※4} その他定期点検業務に必要となる費用				○●

注) ○：平成 26 年度工事実施対象 2 校（桜が丘、多田）に係るサービス購入費

●：平成 27 年度工事実施対象 3 校（川西北、清和台、東谷）に係るサービス購入費

※ 1：工事初年度（平成 26 年度）の年度末において耐震補強等業務の出来高に応じて支払われる費用。

※ 2：市が事業者からの対価の支払いの請求を受けた場合に、その都度対価を支払う方法。

※ 3：耐震補強業務費の工事監理に係る費用に含む。

※ 4：SPC を設立する場合にのみ支払われる費用。

2 入札価格の算定方法

本事業の入札価格の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 耐震補強業務費及び大規模改造業務費の算定

耐震補強業務費及び大規模改造業務費は、次の方法により算定する。

ア 費用の算定

入札参加者が提案する耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費を元本の金額とし、元本の金額から消費税控除後の部分払分及び完成払分を除いた額に、平成 28 年 4 月から平成 33 年 3 月までの返済期間 5 年間の元利均等返済の方式により算出された割賦手数料（入札参加者が提案する固定金利（基準金利＋スプレッド）の合計額）を加えた金額とする。

イ 費用の構成

耐震補強業務費として支払う費用は、耐震補強設計未済棟（渡廊下 2 棟）分の耐震補強計画の作成、耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得及び耐震補強実施設計に係る費用、並びに事業対象 5 校分の耐震補強工事及び工事監理に係る費用とする。

大規模改造業務費として支払う費用は、大規模改造設計未済棟（4棟）分の大規模改造実施設計に係る費用及び事業対象5校分の大規模改造工事及び工事監理に係る費用とする。

その他諸経費として支払う費用は、建設期中金利、融資組成費用、各種手続・申請費、各種調査・対策費、保険料及びその他耐震補強等業務に必要となる費用であり、SPCを設立する場合においては、上記費用にSPCの設立に要する費用を加算するものとする。

ウ 割賦手数料

割賦手数料は本件施設の引渡し日以降に発生するものとする。また、割賦手数料は、基準金利と入札参加者が提案するスプレッドの合計とし、基準金利は、**事業対象校のうち最初に引き渡しがなされる対象校の引渡日の2営業日前**における午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース5年物（円/円）金利スワップレートとする。

なお、入札価格における基準金利は、平成25年5月31日（金）午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース5年物（円/円）金利スワップレートとする。また、基準金利の決定日と割賦手数料の支払開始日とが相違していることに充分留意の上、入札価格を決定するものとする。

（2）定期点検業務費の算定

定期点検業務費には、建築物及び建築設備等の定期点検に係る費用として、人件費、物件費、事業者の負担する消耗品費及びその他一般管理費を含むものとする。

（3）管理費の算定

管理費は、事業者グループの一般管理費等その他定期点検に必要となる費用であり、SPCを設立する場合においては、法人税等SPCの利益に課税される税金及びSPCの運営に要する費用を加算するものとする。

（4）入札金額の内訳

上記(1)から(3)に示す入札金額の内訳は、事業者が事業提案書において提出する内訳書のとおりとする。

3 サービス購入費の支払い方法

耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費及び割賦手数料は、事業者の提案に基づく耐震補強業務及び大規模改造業務の出来高に応じて、次のとおり平成 26 年度と平成 27 年度に 2 か年に分けて、個別の事業対象校ごとに完成確認通知書の交付後に支払う。

(1) 部分払

ア 対象

部分払は、耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費（「表 サービス購入費を構成する費目の概要及びサービス購入費の支払い方法」参照）のうち、平成 26 年度工事実施対象 2 校（桜が丘小学校、多田小学校）の耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費（以下、「26 年度実施校完了対価」という。）、並びに平成 27 年度工事実施対象 3 校（川西北小学校、清和台小学校、東谷小学校）に係る各業務の出来高相当額（以下、「27 年度実施校 26 年度出来高対価※」という。）を対象とする。

注）※：川西北小学校渡廊下の耐震補強計画の作成、耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得及び耐震補強実施設計に係る対価、並びに清和台小学校及び東谷小学校の大規模改造実施設計に係る対価（「表 サービス購入費を構成する費目の概要及びサービス購入費の支払い方法」参照）

イ 金額

26 年度実施校完了対価のうち、割賦払の対象である、耐震補強業務費のうち耐震補強工事に係る費用及び大規模改造業務費のうち大規模改造工事に係る費用については、当該費用に 75% を乗じて算出した額のみとし、26 年度実施校完了対価から耐震補強業務費のうち耐震補強工事に係る費用及び大規模改造業務費のうち大規模改造工事に係る費用を除いた部分及び 27 年度実施校 26 年度出来高対価は全額とする。

ウ 請求時期

事業対象校毎に、当該対象校に属する全ての対象棟につき当該事業年度における完成確認通知書の交付日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間

エ 支払時期

事業者の請求があったときから 40 日以内

(2) 完成払

ア 対象

完成払は、耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費（「表 サービス購入費を構成する費目の概要及びサービス購入費の支払い方法」参照）のうち、平成 27 年度工事実施対象 3 校（川西北小学校、清和台小学校、東谷小学校）の耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費（以下、「27 年度実施校完了対価」という。）から、27 年度実施校 26 年度出来高対価を差し引いた金額を対象とする。

イ 金額

27 年度実施校完了対価のうち、割賦払の対象である、耐震補強業務費のうち耐震補強工事に係る費用及び大規模改造業務費のうち大規模改造工事に係る費用については、当該費用に 75%を乗じて算出した額のみとし、27 年度実施校完了対価から 27 年度実施校 26 年度出来高対価並びに耐震補強業務費のうち耐震補強工事に係る費用及び大規模改造業務費のうち大規模改造工事に係る費用を除いた部分は全額とする。

ウ 請求時期

事業対象校毎に、当該対象校に属する全ての対象棟につき当該事業年度における完成確認通知書の交付日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間

エ 支払時期

事業者の請求があったときから 40 日以内

(3) 割賦払

ア 対象

割賦払は、耐震補強業務費のうち耐震補強工事に係る費用及び大規模改造業務費のうち大規模改造工事に係る費用並びに割賦手数料を対象とする。（「表 サービス購入費を構成する費目の概要及びサービス購入費の支払い方法」参照）。

イ 金額

耐震補強業務費のうち耐震補強工事に係る費用及び大規模改造業務費のうち大規模改造工事に係る費用に 25%を乗じた額に割賦手数料を加算した金額とする。

ウ 請求時期

平成 28 年 4 月から平成 33 年 3 月までの各年度（5 か年）において年 2 回、前期分は 9 月末までに、後期分は 3 月末までに請求する。

エ 支払時期

事業者の請求があったときから 40 日以内

(4) 定期点検等業務費の支払い

ア 対象及び金額

定期点検業務費及び管理費とする。

イ 請求時期

平成 26 年 4 月から平成 33 年 3 月までの各年度（7 か年）において年 1 回、業務完了後速やかに請求する。

ウ 支払時期

事業者の請求があったときから 30 日以内

4 入札価格と落札価格の関連

入札価格は、入札内訳書(様式集 様式 4-2)に示す耐震補強等業務費と定期点検等業務費を合計した金額とする。

落札決定にあたっては、入札書(様式集 様式 4-2)に記載された当該金額から割賦手数料を控除した金額の 100 分の 5 に相当する額（消費税及び地方消費税。以下「消費税」という。）を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に割賦手数料を加算した金額をもって落札価格とする。

なお、入札価格のうち割賦手数料以外の費用に消費税及び地方消費税相当額を加算した額並びに基準金利決定後の割賦手数料の合計額を契約金額とする。